

議案第40号

愛媛県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年10月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県立学校学則の一部を改正する規則

愛媛県立学校学則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入学、退学、転学、留學及び休学) 第9条 入学又は転学を許可せられて入学しようとする者は、速やかに親権者又は後見人（入学又は転学を許可せられて入学しようとする者が成年者であるときは、<u>速やかに親権者又は後見人（入学又は転学を許可せられて入学しようとする者が成年者であるときは、校</u>	(入学、退学、転学、留學及び休学) 第9条 入学又は転学を許可せられて入学しようとする者は、<u>速やかに</u>
とす。と連署した様式第2号による誓約書及び本人の住民票の写しを校長に提出しなければならない。	様式第2号による誓約書及び本人の住民票の写しを校長に提出しなければならない。
2 保証人は2人とし、その1人は親権者又は後見人（入学又は転学を許可せられて入学しようとする者が成年者であるときは、校長が適当と認める者。以下同じ。）他の1人は独立の生計を営む成年者とする。	2 保証人は2人とし、その1人は親権者又は後見人（入学又は転学を許可せられて入学しようとする者が成年者であるときは、校長が適当と認める者。以下同じ。）他の1人は独立の生計を営む成年者とする。
3 前項に規定する保証人のうち1人は、通学区域内（特別支援学校にあっては県下一円）に居住するものとする。ただし、県外から入学しようとする者であつて、通学区域内に居住する保証人がいない場合は、この限りでない。	3 前項に規定する保証人のうち1人は、通学区域内（特別支援学校にあっては県下一円）に居住するものとする。ただし、県外から入学しようとする者であつて、通学区域内に居住する保証人がいない場合は、この限りでない。

第10条 前条の誓約書を提出した後、親権者又は後見人に変更があったときは、新たに誓約書を提出しなければならない。

- 2 親権者又は後見人は、誓約書記載事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

(適用除外)

第14条の2 中等教育学校の前期課程については、第11条（休学に係る部分に限る。）から第13条までの規定は適用しない。

- 2 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部については、第8条（幼稚部については第9条）から第13条までの規定は適用しない。

(居所)

第18条 自宅又は寄宿舎以外から通学しようとする者は、親権者又は後見人と連署の上、その居所を校長に届け出なければならない。

2・3 省略

様式第2号（第9条関係） 誓約書

省略

親権者又は後見人

第10条 校長は、保証人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

第11条 保証人が第9条第2項又は第3項に規定する資格を失い、又は死亡したときは、10日以内に保証人を定め、新たに誓約書を提出しなければならない。

- 2 保証人は、誓約書記載事項に変更があったときは、5日以内にその旨を届け出なければならない。

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第14条の2 省略

(適用除外)

第14条の3 中等教育学校の前期課程については、第12条（休学に係る部分に限る。）、第13条及び第14条の規定は適用しない。

- 2 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部については、第8条（幼稚部については第9条）から第14条までの規定は適用しない。

(居所)

第18条 自宅、寄宿舎以外から通学しようとする者は、保証人と連署の上、その居所を校長に届け出なければならない。

2・3 省略

様式第2号（第9条関係） 誓約書

省略

保証人

(親権者) 後見人

住所氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 生年月日	住所氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 生年月日
保証人	
住所氏名 生年月日	住所氏名 生年月日
注1 本人、親権者及び後見人の氏名は自署とする。ただし、後見人が法人の場合にあつては、記名押印とする。 2 省略	注1 本人及び保証人の氏名は自署とする。ただし、保証人が法人の場合にあつては、記名押印とする。 2 省略

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県立学校学則様式第2号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県立学校学則様式第2号の規定により提出された書類とみなす。

議案説明

県立学校に入学しようとする者に係る親権者又は後見人以外の保証人を廃止する等のため、この規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

県立学校に入学しようとする者に係る親権者又は後見人以外の保証人を廃止する等のため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

従来2人必要としていた保証人を親権者又は後見人の1人のみとし、この変更に伴う所要の規定整備を行う。

- (1) 親権者又は後見人 → 維持（「保証人」の名称は廃止）
- (2) 独立の生計を営む成年者 → 廃止

3 施行期日

令和8年4月1日